

## 令和 2 年 工業中毒等災害発生状況

愛知労働局 労働基準部

	発生月	業種	被害	疾病名	災害の概要	原因物質等
1	3月	その他の事業	休業1名	有機溶剤中毒	被災者が取引先の鉄工所に向いてヤード内で鉄骨部材の非破壊検査作業を行っていたところ、付近で行われていた防錆剤（第三種有機溶剤含有）塗布作業のために発散した蒸気にばく露し、有機溶剤中毒を発症した。被災者は作業中に気分が悪くなり、帰社途中で手足の痙攣等の症状を呈し	有機溶剤
2	4月	産業廃棄物処理業	休業1名 不休5名	二酸化硫黄中毒等	硫酸工場のトラブル処理にかかる工場再起動時において、配管内に滞留していたガスが急激に流れたことで、除害塔で十分除害されないまま、大気中に二酸化硫黄が放出されることとなり、近隣事業場の労働者6名がこれにばく露して二酸化硫黄中毒等を発症した。	二酸化硫黄
3	4月	ねじ等製造業	休業1名	有機溶剤中毒	被災者が、イソプロピルアルコールとジクロロメタンを含む洗剤を用いて床清掃を行っていたところ、気分が悪くなり有機溶剤中毒を発症した。被災者はゴム手袋を着用していたが、防毒マスクは着用していなかった。	有機溶剤
4	5月	水道業	休業2名	低酸素脳症等	マンホール内腐食調査において、被災者が、マンホール内に入って硫化水素測定器を設置しようとしたところ、当該場所が酸欠状態になっており、気分が悪くなって低酸素脳症を発症、マンホール内に墜落した。また、これを救助しようとした他1名も同様に気分が悪くなり被災した。	酸素欠乏危険場所
5	5月	上下水道工事業	休業1名	減圧症	ニューマチックケーソン工法によるポンプ場建設工事現場において、被災者が、ケーソン掘削室へ入函し、点検等の作業を行った後に出函したところ、左ひざに痛みを感じ、減圧症を発症した。	高圧室内業務
6	6月	その他の建築工事業	休業1名	急性ベンジルアルコール中毒	高速道路橋桁の旧塗装剥離作業において、被災者が、ベンジルアルコールを含有する剥離剤を塗布した箇所にビニルシート養生を施す作業を行っていたところ、意識不明の状態となり、急性ベンジルアルコール中毒を発症した。	ベンジルアルコール
7	11月	造船業	休業1名	低酸素脳症	船底に穴が開いた台船の修理作業において、被災者が、船倉内に溜まった水を除去するため、ポンプを持って船倉内に降りようとしたところ、当該場所が酸欠状態となり低酸素脳症を発症した。	酸素欠乏危険場所
8	12月	その他の建設業	休業1名	一酸化炭素中毒	一般住宅の台所等の詰まり除去作業において、被災者が、室内にガソリンエンジン式高圧洗浄機を設置して作業していたところ、ふらつきや気分不良等の症状が現れ、一酸化炭素中毒を発症した。	一酸化炭素
9	12月	機械器具設置工事業	休業4名 不休5名 (他一人親方2名)	二酸化炭素中毒	ホテル宿泊者用立体駐車場のドライブシャフトの取替工事において、消火設備を操作したところ、噴出した二酸化炭素が立体駐車場及び建物地下1階に充満し、作業員及び建物内にいた施設従業員計11人が被災した。なお、火災の発生は確認されていない。	二酸化炭素
10	12月	農業	休業1名	一酸化炭素中毒	大葉の栽培をするビニールハウス内において、大葉の茎の破碎のため、ガソリンエンジン式破碎機をハウス内に設置して運転していたところ、同じハウス内で大葉の摘み取り作業を行っていた被災者が、めまいを訴え一酸化炭素中毒を発症した。	一酸化炭素

「休業」は、1日以上の休業を伴う災害で、他の統計値に使用する休業4日以上とは基準が異なる。